

19西審国第16号
平成20年2月7日

西東京市長 坂口 光治 殿

西東京市国民健康保険運営協議会
会長 清水 文子

諮問第3号に対する答申書

平成19年12月21日付けで諮問のあった下記事項について、慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

諮問事項

国民健康保険の保健事業の見直し

答申事項

1 特定健康診査等

「特定健康診査等実施計画」に基づき、特定健康診査、特定保健指導を積極的に推進し、被保険者の健康保持増進を図ること。

2 総合健康診断事業

総合健康診断事業は、人間ドックの費用助成制度により、被保険者が健康診断を受け、病気の早期発見や自身の健康管理に資するための事業であるが、平成20年度から新たに医療保険者に特定健康診査等の実施が義務化されることに伴い、1年程度の助成制度廃止の周知期間をおいた後、廃止することが妥当である。

3 保養施設事業

被保険者の健康保持増進、療養等のために実施している保養施設事業については、事業を継続して実施すべきである。

「付帯意見」

市は、医療制度改革により後期高齢者医療制度に移行する75歳以上の市民についても健康保持増進のため、国民健康保険と同様の保健事業を実施すべきである。